

令和7年度 中央区立京橋築地小学校いじめ防止基本方針

中央区立京橋築地小学校

1 いじめ問題への基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」は、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、児童は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめ問題への対応

いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうるという認識に立ち、学校は、教育委員会や家庭、地域と連携していじめを生まない学校づくりなど、未然防止への取組を進めるとともに、いじめを察知した場合には、早期発見・早期対応を基本とした取組を講じ、機動性・即応性をもって解決に努める。

また、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、安易に解消を判断することがないよう、期間の目安を設けず、いじめを受けた児童、いじめを行った児童に対して、日常的に注意深く観察し、いじめの解消は教育委員会との共通認識のもとに判断する。

2 学校及び教職員の責務

本校及び本校の教職員は在籍する児童の保護者、地域住民、子ども家庭支援センター、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織（学校いじめ対策委員会）

(1) 設置の目的

学校におけるいじめ防止等の取組を推進するとともに、いじめ等が発見された場合に早期対応にあたるために「学校いじめ対策委員会」を設置する。

(2) 所掌事項

ア いじめ問題に適切に対応するために、教員個々のいじめ問題への鋭敏な感覚と適切な指導力を高めるための校内研修の計画を立案し、実施する。

イ いじめ等の早期発見のためにアンケートを作成し、実施計画を立てる。

ウ いじめ等が発生した場合は家庭、地域、関係機関と連携を図り、早期解決に向けた対応をする。

(3) 委員会

週2回の生活指導夕会、月1回の生活指導部会等で、児童の生活の実態を確認し、いじめが疑われ

る場合に招集する。

(4) 委員構成員

校長、副校長、生活指導主任、スクールカウンセラー、関係教員、校長が必要とする職員

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 学習活動の充実

学習活動に、児童一人一人がお互いのよさや、考え方の違いに気付き、お互いを認め、高められる活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊感情を育む。

- ・自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度や、相手を思いやる心などを、学年に応じて育てる。
- ・児童が主体的に自治的活動を展開できるように指導の工夫をする。
- ・朝のあいさつ活動など、代表委員会による自主的な活動をうながす。

イ 人権教育・道徳教育の充実

「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

- ・全ての教育活動と関連を図りながら道徳科の授業を充実させ、道徳的心情と実践力を育成するとともに、地域を学ぶ学習を通して、地域の一員として「かかわり合う力」を育成する。
- ・異学年や幼稚園・保育園児との交流活動を充実させ、他者とかわり合う力を養う。
- ・道徳授業地区公開講座において、保護者・地域の方々と共に学び、意見交換を行うことで、学校・家庭・地域が連携して道徳教育の充実を図ることの大切さを共有する。

ウ わかる授業の実践

児童一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

- ・教材研究、計画的な発問、板書の工夫などを通して、児童が主体的に学習に取り組む授業づくりに努める。
- ・学習状況調査の結果を生かし、児童の学習状況を分析するとともに、学力向上プランに基づいた授業改善を図る。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の充実

全校児童のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

- ・家庭との連携を図りながら「SNS京築小ルール」を運用し、児童が適切にSNSを利用していくように指導を継続して行う。
- ・携帯電話を学校へ持参する場合の「京築小の約束」を児童に徹底させる。
- ・中、高学年児童を対象にSNSや携帯電話の安全な利用についてのセーフティ教室を実施する。
- ・インターネットによるいじめを防止する情報モラルの指導を行う。

オ いじめ防止に関する研修の実施

いじめの防止に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

- ・スクールカウンセラー、専任教育相談員と担任、専科教諭、主事との連携を密にし、多角的に児童を見守っていく中で情報交換を行い、一人一人の児童の理解を深める。

(2) 早期発見のための取組

ア アンケート調査の実施

いじめを早期に発見するために、定期的に児童に対するアンケート調査を実施する。

- ・ふれあい月間に合わせて、いじめの早期発見につなげるためにアンケート調査を全学年で行う。
- ・アンケートの記述内容等をもとに個別面談を行うとともに、全教職員が児童の様子を把握する。
- ・Hyper Q-Uの結果をもとに、児童の人間関係や状況を把握する。

イ 教育相談の実施

専任教育相談員、スクールカウンセラーによる児童観察や面談を実施する。

- ・第5学年児童を対象にスクールカウンセラーによる全員面談を実施し、気になる児童にはスクールカウンセラーと専任教育相談員、担任が連携して個別相談や指導にあたる。

ウ 教職員間の情報共有の推進

会議のほか校務支援システム等を活用し、児童の状況について教職員間の情報共有をする。

- ・校務支援システムを活用し、児童の実態について教職員で情報を共有する。
- ・週2回行う生活指導夕会において、いじめ等に関する情報交換を行い、いじめ防止に関する基本的事項の理解や対応についての共通理解を確かなものにする。

エ 児童、保護者との情報共有の推進

連絡帳等を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

- ・各担任は、発達段階や実態に応じて児童と日記等のやりとりを行い、一人一人のいじめのサインを見逃さないようにする。
- ・連絡帳等を活用し、保護者からも情報を収集し、小さなことでも気付いたことや、気になることがあれば、電話相談・個人面談や家庭訪問を行う。
- ・7月、12月に個人面談期間を設け、保護者と共に児童の心の成長を見とり、気になることがあればすぐに相談できる体制を整える。

(3) 早期対応のための取組

ア 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、または、いじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。

イ 校長は、速やかに学校いじめ対策委員会を招集し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。

ウ いじめの事実が確認された場合は、学校いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導、及びその保護者に対

する助言を行う。同時に中央区教育委員会に報告し、連携して対応に当たる。

エ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童が安心して教育を受けるための必要な措置を講じる。

オ 教育委員会、スクールソーシャルワーカーのほか、状況に応じて子ども家庭支援センターや児童相談所とも連携して対応に当たる。また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察に相談する。

(4) 重大事態への対応

ア 重大事態の定義

(ア) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童が自殺を企図した場合等)

(イ) いじめにより児童が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(ウ) 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

イ 重大事態への対応

(ア) 重大事態が発生した場合、中央区教育委員会へ事態発生について報告する。

(イ) 学校いじめ対策委員会を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(ウ) いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

(エ) 調査結果を中央区教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。